

(仮称)教育福祉総合センターにおける新図書館及び新郷土資料室の運営方針(案)に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	教育委員会の考え方
1	P 2	2 図書館及び郷土資料室の今後のあり方について (1) 図書館のあり方	図書館の5つの基本目標はとても良い目標だと思うが、指定管理者の実務とは隔たりがあり、市の職員の目標だと思う。指定管理者が日々の業務を遂行し、目標を達成できるのか。	昭島市民図書館基本方針・基本計画に掲げる五つの基本目標の達成に向けては、市と指定管理者との連携が不可欠であると考えます。市が、基本目標の達成のために詳細な仕様書、引継書及びマニュアル等を整備することにより、指定管理者への適切な方向付けを行い、日常業務の遂行に当たっては、市がモニタリング・評価を実施し、必要に応じ指導・助言を行うことで、市と指定管理者の連携により目標の達成が可能になると考えます。
2	P 3 P 4 P 6	2 図書館及び郷土資料室の今後のあり方について (2) 郷土資料室のあり方 3 新図書館及び新郷土資料室の今後の課題について (2) 新郷土資料室 オ 5 指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項 (3) 地域との連携について	昭島生涯学習サポーターの会「まなぶん」では、郷土資料室の今後のあり方にある「市民とともに地域の歴史・文化を学び」に、市民ならではのアイディアと実践力で市民ニーズに応える内容の提供に貢献したいと考えている。昭島ならではの特色、日本文化の継承、温故知新から未来に渡るまでの歴史をもとにした市民のより良い暮らしにつながる郷土資料室作りのお手伝いも出来ると思う。 ボランティアを増やすことにも、行政・指定管理者・市民との橋渡し役として協力したい。 地域との連携については、市民の小さな声も聞きながら市民ニーズと行政ニーズをつなぐ生涯学習コーディネーターとして大いに参画できると考えている。	いただいたご意見を参考に、指定管理者と市民が連携出来る仕組みづくりを検討いたします。
3	P 4	4 新図書館及び新郷土資料室の運営について (1) 施設の設置目的に照らして、公正・公平で安定した管理・運営が確保されるか	「市には大規模館の運営の実績がない」と書かれているが、平成23年の検討委員会で「大規模館」が企画されているのだから直営での必要な体制について検討は可能ではないか、郷土資料室も併せて必要な人員（資格者も含めて）を計画した上で、コストの面で「指定管理者制度導入」であれば理解できる。	現市民図書館を直営で運営している実績を踏まえ、新図書館を直営で運営した場合必要なコストを郷土資料室も含めて試算し、指定管理者制度の場合と比較しております。運営方針（案）2 ページに記載の庁内検討委員会にて協議後、行財政改革推進会議等においてコストの検討を行った結果となっております。
4	P 5		「ノウハウ」を保持することを市の責務とするのではなく、市が要求する水準・仕様書そのものを「ノウハウ」として条件に適合する業者を選定すべきだと思う。	これまで直営で運営してきたノウハウを基に、新施設に求めるサービスや人材の確保等、詳細な仕様書等を提示し、本市に相応しい指定管理者を選定いたします。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	教育委員会の考え方
5	P 5	5 指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項 (1) 人材の確保について (3) 地域との連携について	市の要求する水準・仕様書には、市民ボランティアの育成や郷土資料に関する専門知識を有する人材の確保及び市民の雇用機会の拡大について明記してほしい。また、照明や空調、清掃の状況に関しても市の基準を明確にして、事業者のコスト削減の手段にさせないようにしてほしい。	5 ページに選定する際の特に留意すべき事項として、人材の確保と地域との連携を掲げております。ご意見をいただきました市民の雇用機会の拡大についても考慮した仕様書の作成を検討いたします。 また、照明、空調及び清掃等につきましても、コスト削減の手段にならないよう仕様書を作成する際は配慮いたします。
6	P 5 P 6	5 指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項 6 指定管理者制度導入にあたっての市の役割	市は新図書館及び新郷土資料室の運営ができる専門性のある職員が少ない状況で、指定管理者を選定する基準を設け採点することができるのか。これも委託することはないか。 また、オープン後の指定管理者の運営について、評価や確認をすることができるのか。事業者が交代となる度に事業が途切れ、施設があるだけにはならないか。	これまで直営で運営してきた実績があり、新施設に求められるサービスなどを踏まえ、市で選定の基準を定めます。選定は、市の職員で構成する選定委員会を設置し、必要に応じ専門家等を委員に含め行います。 オープン後につきましては、担当部署を施設内に設置し、仕様書等に沿った運営がされているかを日常的に点検・評価する予定です。併せてモニタリング・評価の仕組みを検討いたします。 日常的に点検・評価を行うことで、市にも運営ノウハウが継承されます。更に、運営マニュアルや引継ぎ書を整備することで、事業者が交代した場合でも途切れのないサービスを提供することができます。
7	P 6	5 指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項 (4) 指定管理者との協議について	市と指定管理者が適宜相談・協議できるような場を設けるとあるが、市民も入れるようにしてほしい。	市と指定管理者との相談及び協議の場に直接市民が参加することは想定しておりませんが、地域に根差した事業運営とするためには、地域との連携が必要不可欠と認識しており、指定管理者と市民が連携できる仕組みづくりを検討いたします。
8			市と指定管理者だけでなく、市民で組織されたコーディネーター集団との三者協議による協議としてはどうか。 地域に根差した事業運営には、地域の実情把握が不可欠であり、市民の声を直接聞ける場をつくり、それぞれの立場を尊重しながら事業運営を検討していくことが望ましい。また、昭島市の生涯学習の推進は、市民の情操を育む手法からなる「まちづくり」であり、その主体は市民であるという意識の醸成に向けて、市民と行政、指定管理者をつなぐ役割を担う、市民で組織されたコーディネーター集団も加えた三者協議体制の構築が必要であると考えます。	

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	教育委員会の考え方
9	P 6	5 指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項 (3) 地域との連携について (4) 指定管理者との協議について	地域や指定管理者との関係づくりは、市がそのコーディネートを担うことで、安心感のあるものとして培われていくと考えることから、「5. 指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項」の(3) 地域との連携及び(4) 指定管理者との協議については「6. 指定管理者制度導入にあたっての市の役割」の(2) 組織体制の構築に該当するのではないかと考える。	「5. 指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項」では、図書館及び郷土資料室を運営するうえで、特に重視すべきものをまとめています。これらの事項を要求水準書等に盛り込み、指定管理者を選定する段階から(3)(4)の項目を含めて市と共通の認識に立てる事業者を選定いたします。 したがって、「5. 留意すべき事項」(3)(4)を要求水準書等に盛り込みますので「6. 市の役割」においてモニタリング・評価を行う市の組織が要求水準書等に基づき、適切かつ確実なサービスの提供が来ているかを点検・評価することで市の役割を担えるものと考えます。
10	その他	郷土資料室	郷土研究や郷土教育に対する市政が、長きに渡って具体的な形(資料室建設)に至らなかった原因はどこにあるか。歴史、民俗、考古等の分野の資料は、ある程度揃っているようだが、地質、自然等への配慮がなされてこなかったことへの反省や今後の見通しを運営方針に述べるべきではないかと考える。	本方針につきましては、施設の運営の在り方について、教育委員会としての方針を定めたものであり、記載はその範囲に留めさせていただいております。また、これまで未着手や研究途中の分野につきましては、これまでどおり、文化財保護審議会にて研究の分野や方向性を審議いただき、文化財行政を推進していきます。
11			アキシマクジラは、今も保存状況が不完全なままである。郷土資料室にはコククジラのレプリカを展示するようだが、元の化石が不完全な保存状況にあり、標本記載もできていない状況で、正確なレプリカが作れるのか。今回展示されるレプリカが、推測によるものならば、教育には値しないと考える。	アキシマクジラの化石は群馬県立自然史博物館にて全化石が適切に収蔵管理されております。研究論文も正式受領され、現在専門誌に論文掲載待ちの状況で、掲載と同時に新種の個体として標本記載される予定です。レプリカの作成も同博物館監修のもと正確なものを製作するべく本年度から3か年の事業を計画しております。
12			専門的な職員の配置や指定管理者による運営・管理は当然だが、そのことが市の郷土研究や郷土教育への従来の無関心や無責任さを改善しないまま、他人任せになる恐れはないか。市当局の責任体制・担当組織こそ、明記すべきではないかと考える。	新郷土資料室は文化財関連の展示や情報発信の場としての役割を担いますが、市内の文化財の保護、調査、保存等、多岐にわたる文化財の行政事務事業全体は、従来どおり市職員が執り行います。
13			郷土資料館の扱う分野は多岐にわたっている。資料館の多くは特定の分野の専門職が1人しかいないと、多岐にわたる分野への対応ができていないことが多いが、市は理解しているか。指定管理者にも専門的な職員がいないことが多く、施設設備の管理に振り回されていることが多い。バランスの取れた郷土研究や郷土教育をどのように行っていくのか、今回の管理運営指針からはうかがえないのが残念である。	学芸員の専門性や近隣の郷土資料関連施設の現状については認識しております。新郷土資料室には、施設整備の管理業務とは切り離れた専門職員を配置し対応する予定です。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	教育委員会の考え方
14		郷土資料室	郷土資料室をつくる以上、施設、設備は多岐にわたる分野の専門的な配慮が不可欠である。特に化石、地質、動植物（環境）の実物標本は郷土資料室の命であるが、展示設備の空調や照明、収蔵設備への配慮は十分なされているか。自然分野への配慮、資料保存への予算措置や将来的なビジョンなしに、郷土資料館の設置や運営など、形ばかりになる可能性が大きい。	新郷土資料室では、既存校舎棟に民具や遺物の収蔵室を設け、これまで分散収蔵されていたものを集約いたします。収蔵室を備えることにより、従来の郷土資料室の常設展示と異なり、展示替えや企画展示、体験展示が可能となります。また新郷土資料室は、展示設備の空調や照明、紫外線対策も考慮した設計となっております。
15			施政方針や総合計画等で水と緑のまちづくりが謳われ、アキシマクジラのPRを全面に出した施策や事業も多い中で、その背景にある化石や自然（動植物）への理解や取組はあまりに不足してこなかったか。施設設備や管理運営の見直しを行うにあたり、化石・地質や動植物・環境等、自然教育面への配慮を特にお願いしたい。	今回新郷土資料室の開設に当たり、アキシマクジラの化石については、原寸大レプリカ展示のほか、化石標本の一部展示や生体復元模型の展示も計画しております。また、図書館との連携の中で、研究論文の閲覧やデジタルアーカイブを使った情報発信もする予定です。今後も未着手や研究途中の分野につきましては、文化財保護審議会にて研究の分野や方向性を審議いただき、文化財行政を推進していきます。
16	その他		あきる野市の図書館が、友好都市である宮城県栗原市等のコーナーを設けて市史等の資料を展示している。昭島市でも岩手県岩泉町のコーナーを設けてほしい。出来れば市役所の1階にも。	新図書館の開館に先立ち、現在の市民図書館において、岩泉町の資料コーナー設置について検討いたします。また、市役所への設置につきましても関係部署と調整いたします。
17			「PFI」、「ICT」、「PDCA」の意味を知りたい。	PFI(Private Finance Initiative) : 民間の資金、経営能力及び技術力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等の業務を長期の契約として一括して民間業者に委ねる手法。 ICT(Information and Communication Technology) : 情報通信技術。 PDCAサイクル : Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返し、業務改善を図る手法。
18			参考資料に、指定管理者の指定にあたっては指定管理者選定委員会を設置するとあるが、この委員会にも市民が入るべきだと思う。	現在、本市の「指定管理者制度導入に関する基本指針」において、指定管理者の選定にあたっては市の職員で構成する選定委員会を設置することとしており、必要に応じ専門家等を含めることが出来るとしております。事業者選定については、図書館業務に精通しているかの判断はもとより、健全な経営状況であるかなど、専門的な事項を確認する必要があるかと思いますので、基本方針に沿った委員の選定をする予定です。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	教育委員会の考え方
19	その他	その他	市の求める水準に対し、応じる管理者がいなかったら運営がどうなるか、双方の折り合いがつかなかったらどの様な判断をするのか説明してほしい。	現在指定管理者制度を導入している他市の状況及び、複数事業者への調査の結果、市の求める水準を満たした指定管理者制度の導入は、可能であると判断しております。
20			指定管理者制度には、現時点では反対したいが、導入が決定されたときには、業者に求めるサービス等、改めて市民の希望、意見を募集し、市が要求する水準・仕様書に反映させてほしい。	指定管理者を選定する際の要求水準書及び仕様書は、新施設に求められるサービス水準と費用対効果を十分に考慮し、策定いたします。市民の御意見につきましては、平成23年度の昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画策定時及び平成27年度の（仮称）教育福祉総合センター基本設計時に行ったワークショップ、平成28年度のパブリックコメント、市民説明会での御意見を反映し、作成する予定です。
21			市民のための「生涯学習センター」としての機能を備えたスペースができることを期待している。昭島市生涯学習サポーターの会「まなぶん」では生涯学習活動を通じて、よりよい昭島をつくるために、市民の持つさまざまな経験・知識をつなぐ組織として、学びたい市民と学びを伝えたい市民をつなげたり、市民目線の講座を設けたり、市民の学びの手助けをして、社会に活かす道筋をつける活動を実践している。市民として市民ならではの立場で市と指定管理者との間で活動するため、常設の市民交流のスペースを確保していただきたい。	（仮称）教育福祉総合センターは、図書館、郷土資料室の機能のほか、教育関連施設、児童福祉関連施設を有する複合施設として整備をいたします。生涯学習センターとして常設のスペース整備は行いませんが、市民の交流や活動の場として会議室等の貸し出しや情報発信の場の提供を予定しています。